

**第132V章 -
食品不純物混和(金属製汚染)規則**

2018年3月
日本貿易振興機構(ジェトロ)
香港事務所

【本報告書の利用についての注意・免責事項】

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)香港事務所が2018年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合がございます。

ジェトロは、本冊子の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本冊子は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本冊子の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発効する可能性があります。

本冊子には、ジェトロの公式見解ではなく外部委託先の論考、意見が含まれます。これらについてジェトロは一切の責任を負うものではありません。

章:	132V	食品不純物混和(金属製汚染)規則	官報番号	版
----	------	------------------	------	---

		権限付与		1997年6月30日
--	--	------	--	------------

(第132章第55(1)条)

[1983年5月27日]

(初版 1983年第173号法律公告)

第	1条	引用		1997年6月30日
---	----	----	--	------------

本規則は、食品不純物混和(金属製汚染)規則として引用される。

第	2条	解釈	2000年第29号	2000年5月26日
---	----	----	-----------	------------

別段の定めがない限り、次の用語を次の通りに定める。

トランシップ貨物(航空積み替え貨物)(air transhipment cargo)とは、《輸出入条例》(第60章)第2条が定めるものである。(2000年第29号第5条)

航空トランジット貨物(航空通過貨物)(air transit cargo)とは、外国から到着した貨物であって、航空機に搭載されたまま、陸揚げされることなく通過する貨物である。(2000年第29号第5条)

トランジット貨物(article in transit)とは、《輸出入条例》(第60章)第2条が定めるものである。(2000年第29号第5条)

香港国際空港貨物輸送区(cargo transhipment area of Hong Kong International Airport)とは、《輸出入条例》(第60章)第2条が定めるものである。(2000年第29号第5条)

金属(metal)とは、金属の化学合成物を含む。

販売(sell)とは、販売目的で商品を展示、提供、又は商品を保持することである。

(1985年第 67号法律公告)

第	3条	金属を含む食品(基準値以下で、自然に存在する金属を除く)の販売の禁止		1997年6月30日
---	----	------------------------------------	--	------------

- (1) 人間が消費するため食品を輸入、委託、輸送、製造又は販売してはならない。
- (a) 付表1カラムBに記述されている食品で、カラムAで指定されている金属を最大許容濃度(カラムC)以上に含むもの、
 - (b) 付表2カラムBに記述されている食品で、カラムAで指定されている金属を最大許容濃度(カラムC)以上に含むもの、又は
 - (c) 健康に危害を及ぼす量のあらゆる金属を含むあらゆる食品

- (2) 段落(1) (c)において、健康に害を及ぼす、その物質を摂取した人に起こりうる健康被害のみではなく、摂取され、蓄積された場合に起こりうる健康被害も指す。

第	3A条	航空トランシップ貨物又は航空トランジット貨物への適用	2000年第29号	2000年5月26日
---	-----	----------------------------	-----------	------------

- (1) 第3条は、航空トランシップ貨物及び航空トランジット貨物として輸入された物へは適用されない。しかし、香港へ持ち込まれ通過する間に、香港国際空港貨物輸送区外に持ち出された場合、以下のように解釈される。
- (a) その食品は、香港国際空港貨物輸送区外に持ち出された時点で、香港に輸入されたとみなされる。
- (b) 香港国際空港貨物輸送区外に持ち出された際、その食品を航空トランシップ貨物及び航空トランジット貨物として香港に持ち込んだ者、又は持ち込ませた者を、その食品を輸入する者とみなす。
- 上記の場合を除き、第3条は本条文が制定されていないかのように有効である。

- (2) 第5条に違反した者の法的手続きが、
- (a) 航空トランシップ貨物及び航空トランジット貨物として輸入された第3条の食品の輸入に関わるものであり、
- (b) 検察がその食品が香港に持ち込まれ、通過する間に、香港国際空港貨物輸送区外に持ち出されたことを証明しなければならない場合、
- 被告人は抗弁として、その食品が香港国際貨物輸送区外に持ち出されないように行った、適切な処置と努力を示すことができる。

- (3) 段落(2)の法的手続きにおいて被告人の抗弁に、第3条への違反は、
- (a) 他者の行動または過失による、又は
- (b) 他者から提供された情報による、
- という主張が含まれる場合、被告人は裁判所の許可がない限り、又は審問の10日以上前に、以下の事柄について検察に文書を送付しない限り、抗弁をすることができない。
- (i) 行動又は過失を犯した他者、又は情報を提供した他者についての詳細、及び
- (ii) その行動、過失、又は提供された情報の詳細。
- 送付の際に被告人は以上のことを承知している。

- (4) 他者から提供された情報に基づき違反行為をした場合、あらゆる状況で情報が合理的で、信頼できるものであったと次のように示さなければ、段落(2)による抗弁はできない。
- (a) 情報の確認のために行った行動、及び行うべきであった合理的な行動についての詳細、並びに
- (b) 情報を疑う理由の有無。

(2000年第29号第5条)

第	4条	付表の改正	1999年第320号法律公告	2000年1月1日
---	----	-------	----------------	-----------

食物環境衛生署署長は、付表1、及び2のカラムCの濃度について、官報で通知し、改正する場合がある。

(1985年第67号法律公告;1990年第85号法律公告; 1999年第78号第7条)

第	5条	違反と罰則		1997年6月30日
---	----	-------	--	------------

第3条に違反したものを、レベル5の罰金及び6か月の禁錮に処す。

第	6条	法的手続きにおける原告の名義	1999年第320号法律公告	2000年1月1日
---	----	----------------	----------------	-----------

起訴に関わる全ての規則と、起訴における律政司司長の権限を侵害しないかぎり、被告は食物環境衛生署署長の名義で起訴される。

(1997年第362号法律公告; 1999年第78号第7条)

表	1	特定の食品に自然に存在する金属の最大許容濃度		1997年6月30日
---	---	------------------------	--	------------

[第3条]

A 金属	B 食品の説明	C 最大許容濃度(百万分の一)
ヒ素 (As ₂ O ₃)	魚および魚製品の固体	6
	貝と貝製品の固体	10

表	2	特定の食品における金属の最大許容濃度		1997年6月30日
---	---	--------------------	--	------------

[第3条]

A 金属	B 食品の説明	C 最大許容濃度(百万分の一)
アンチモン (Sb)	穀物や野菜	1
	魚、蟹肉、牡蠣、蝦、シュリンプ	1
	食用肉と家禽の肉	1
ヒ素 (As ₂ O ₃)	以下の物を除く固体の食品 (i) 魚および魚製品、及び (ii) 貝と貝製品	1.4
	すべての液体の食品	0.14
カドミウム (Cd)	穀物や野菜	0.1
	魚、蟹肉、牡蠣、蝦、シュリンプ	2
	食用の肉と家禽の肉	0.2
クロム (Cr)	穀物や野菜	1
	魚、蟹肉、牡蠣、プローン、シュリンプ	1
	動物と家禽の肉	1
鉛 (Pb)	すべての固体の食品	6
	すべての液体の食品	1
水銀 (Hg)	すべての固体の食品	0.5
	すべての液体の食品	0.5
錫 (スズ) (Sn)	すべての固体の食品	230
	すべての液体の食品	230